

★第14回★

「遺言の方式と効力」

被相続人が特定の相続人に多く遺産を相続させたい場合など、被相続人の遺志を遺産分割に反映させたいときに活用されるのが「遺言」です。今回は、この「遺言」について詳しく見ていきましょう。



税理士 八木正宣

遺

言は、一般的には「ゆいごん」と呼びます。遺族に向けて示す被相続人の最終遺志の表示といえ、被相続人は法的に認められた範囲内で、死後の財産分与等を自由に定めておくことができます。

遺言は、非常に重要な文書なので、ただ単に紙に書いたらよいというものではなく、民法に定める方式に従って作成しなければなりません。定められた方式に従っていない遺言書は、法的に無効となりますので注意が必要です。

では、代表的な3つの遺言の方式を見ていきましょう。

自筆証書遺言については すべて自筆でないとい不可

①自筆証書遺言

遺言者が自分で書いた遺言書のことです。パソコン・ワープロ等での作成は認められません。遺言の内容だけでなく、日付および氏名のすべてを自筆で書き、押印しなければいけません。

書き間違えたときや、追記したいことが出てきたときは、「3文字削除」や「14文字加筆」といっ

たものを該当箇所近くに付記し、変更箇所署名とともに押印したのと同じ印鑑を押印する必要があります。これをせずに行なった変更は無効になります。

自筆証書遺言のメリットとしては、他の2つの方法に比べて費用がかからない、遺言内容の秘密が確保でき、遺言したこと自体を秘密にできるといった点が挙げられます。デメリットは、相続人が遺言書を見つけないことができなかったり、破棄したりするおそれがあること、本人が書いたものかどうか争点になるケースもあること、相続発生後に家庭裁判所の検認が必要であること等です。

②秘密証書遺言

パソコン・ワープロや代筆で作成できる遺言です。公証人が確定日付を付けるため、日付は必ずしも必要ではありません。

遺言内容を記載した証書に遺言者自らが署名・押印し、封筒に入れて、証書の押印に用いたのと同じ印鑑で封印します。その封書を公証人および証人2人以上の前に提出して、自己の遺言書である旨ならびに遺言者の氏名および住所

図表 1 遺言書3方式の特徴

遺言書の形式	メリット	デメリット
自筆証書遺言	<ul style="list-style-type: none"> 遺言書を1人で作成することができ、手続きが簡単 お金がかからない 公証役場に行かなくて済む 	<ul style="list-style-type: none"> 自分で遺言書を作成するため形式不備等が起こりやすい 家裁での検認手続きが必要 偽造されやすい 紛失した場合、見つからなかった場合には、遺言の効果が失われる すべて手書きする必要がある
秘密証書遺言	<ul style="list-style-type: none"> 遺言内容を秘密にできるため、生前のトラブルを防止できる 遺言の代筆も可能 遺言が公証されるため、偽造・隠匿の心配がない 	<ul style="list-style-type: none"> 公証人が遺言内容を確認できないため、形式不備があるかもしれない 若干の費用がかかる 証人2人を用意しなければならない 家裁での検認手続きが必要
公正証書遺言	<ul style="list-style-type: none"> 公証人が遺言書作成に関与するため、形式不備の心配がなくなる 遺言書の原本が公証役場に保管されるため、紛失しても再発行請求が可能 家裁での検認手続きが必要ないので相続人の手間を省略できる 	<ul style="list-style-type: none"> 費用がかかる 証人2人を用意しなくてはならない

を申述し、公証人がその証書を提出した日付および遺言者の申述を封紙に記載した後に、遺言者および証人が自署・押印することにより作成します。

秘密証書遺言のメリットは、何といっても遺言の内容の秘密を確保できる点です。内容は書いた本人にしか分かりません。短所は、費用がかかる、相続発生後に家庭

裁判所の検認を受けなければならぬ、遺言したこと自体は公証人と2人の証人に知られる等です。

③公正証書遺言

公正証書によってする遺言です。証人2人の立会いのもとに、遺言者が遺言の趣旨を公証人に伝え、公証人がそれを筆記し、これに遺言者、証人および公証人が自署・押印することで作成します。

公正証書とは、公証人が権利義務に関する事実について作成した証書のことをいいます。つまり、あらかじめ公証人が適法かどうかをチェックしたうえで、遺言者本人の意思に基づいた内容であることを公的に証明していますので、遺言の中で最も信頼できる方式であるといえます。

長所は、家庭裁判所の検認が不要であること、公証人役場に原本が保管されているので、紛失しても再発行請求ができる等です。デメリットは、費用がかかる、内容を公証人と2人の証人に知られるといった点が挙げられます。

遺言を活用すれば相続分を任意の割合に指定可能

では、方式に則った有効な遺言では何ができるのでしょうか。

まずは、「相続分の指定」です。民法には法定相続分が規定されており、例えば相続人が配偶者と子の場合、配偶者2分の1、子2分の1というように定められています。その相続分を遺言により、遺言者の任意の割合に指定することができます。

また、「家と預貯金を妻に、家以外の不動産を長男に」といった具体的な分割の方法を指定することができます。これにより、配偶者の生活基盤を確保したり、先祖代々の家や土地の細分化を防ぐことができます。

相続人以外の人や団体に遺産分与をすることもできます。いわゆる内縁の妻には相続権はありませんが、遺言によって遺産を分与することができます。あるいは世話になった福祉施設に対して寄付することもできます。

特定の相続人に対し相続させたくない場合には、相続人から相続権を取り上げることもできます。これを相続人の「廃除」といいますが、生前にあえて行わずに、そのことを遺言書に記載しておく、遺言執行者が家庭裁判所に請求することも可能です。また、生前に行なった廃除は、遺言で取り消すこともできます。

相続人には遺留分相当の遺産相続権が保証される

遺言書を作成するときに気を付けたいのが遺留分です。遺留分と

図表2 法定相続分と遺留分

相続人	法定相続分	遺留分
配偶者のみ	全部	2分の1
子のみ	全部	2分の1
直系尊属のみ	全部	3分の1
兄弟姉妹のみ	全部	なし
配偶者と子	配偶者 2分の1	配偶者 4分の1
	子 2分の1	子 4分の1
配偶者と直系尊属	配偶者 3分の2	配偶者 3分の1
	直系尊属 3分の1	直系尊属 6分の1
配偶者と兄弟姉妹	配偶者 4分の3	配偶者 2分の1
	兄弟姉妹 4分の1	兄弟姉妹なし

は、遺言により遺産を取得できない相続人であっても、最低限保証される遺産相続権のことです。

本来、被相続人の遺産は、被相続人が遺言を書けば、「渡したい人に好きなように財産を渡すことができる」というのが原則です。

しかし、被相続人が特定の人に全財産を渡してしまった場合には、他の相続人は一切遺産を相続できないこととなります。

そのような場合には、相続人は遺産がもらえずに生活に支障を来してしまうおそれもあり、一方

で、被相続人の財産の形成に相続人が協力してきたことも考えられます。

このようなことから、遺産のうち一定の割合については、遺留分として相続人に遺産をもらえる権利が保証されています。ただし、遺留分が認められるのは、兄弟姉妹以外の相続人です。

遺留分を侵した遺言書が執行された場合、遺留分を侵された相続人は家庭裁判所に対して「遺留分の減殺」を請求することができます。

今回の解説
を踏まえて

こんなアドバイスをこなおう

今回のお客様



自身は一切遺産がもらえないのではないかと悩むNさん

Nさん「父が亡くなったのですが、遺産のすべてを弟に相続させるという内容の遺言書が見つかりました。私が今住んでいる家は父名義なので、父から相続を受けないと困ってしまいます。相続権は私と弟で2分の1ずつですが、私は遺産を相続できないのでしょうか」

行職員「原則として被相続人の財産は、遺言によって被相続人が自由に処分することができます。ただし、被相続人から相続人の廃除を受けていなければ、相続人には、遺留分という最低限の保証が認められます。お客様の場合、法定相続分の半分の4分の1が遺留分になりますね」

Nさん「ということは、4分の1までは遺産を相続できる可能性があるわけですね」

行職員「はい。遺留分を侵害している場合は、遺留分の減殺請求をすることにより財産を取り戻すことが可能です」

Nさん「なるほど。弟が長い間、父の面倒を見てくれていたので、父はそのような遺言を書いたのだと思います。私の住んでいる家が父の名義であることを父は忘れていたのかもしれませんが」

★アドバイスのポイント★

相続人には遺産を相続する権利が認められていますが、それは絶対的な権利ではありません。被相続人は、遺言によって遺留分を侵害しない範囲内で遺産を自由に分割できますし、相続させたくない特定の相続人に対しては相続権を取り消すこともできます。こうした点もきちんと伝えましょう。